

## 錦江町農業委員会 2月総会議事録

○ 開催日時 平成31年2月25日（金） 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員7人）

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

### 農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

欠席委員（農業委員1人、農地利用最適化推進委員2人）

委員	10番	貫見 和洋
農地利用最適化推進委員	安水 峯晴	
〃	西川 健児	

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第39号 農地法第3条許可申請（所有権移転）について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第42号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

議 長	<p>只今より平成31年2月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は貫見委員、安水峯晴推進委員、西川推進委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に12番 内菌委員と13番 宿利原委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第39号 農地法第3条許可申請(所有権移転)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第39号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号17号の譲渡人は、N・Sさん、M町在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字湯ノ谷173番1、地目は田、地積は668㎡と、田代麓字湯ノ谷173番4、地目は田、地積は859㎡で、2筆の合計は1,527㎡となっています。</p> <p>譲受人はK・Tさん、M町在住の方です。この申請は贈与による所有権移転となっています。K・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地3,098㎡、小作地905㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、鍋委員です。</p> <p>次の受付番号18号の譲渡人は、有限会社Mさん、F自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>申請地は神川字西道原一4047番1、地目は畑、地積は5,001㎡と</p>

	<p>なっています。</p> <p>譲受人はK・Tさん、F自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。K・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地1, 224㎡で、シキミを主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、自己所有はありません。</p> <p>この件の担当調査員は、内菌推進委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号17号について、3番 鍋委員をお願いします。</p>
3 番 鍋 委員	<p>はい。それでは説明をさせていただきます。</p> <p>この案件は先ほども申されましたように贈与ということで、親戚の関係にNさんとKさんはなっておられます。場所につきましては、田代の中央グランドから隣を流れている長谷川をずっと遡って行きまして、突き当たりますと県道68号線にぶつかりますが、その少し手前の所にあります。</p> <p>これは3・4年前だったと思うんですけども、私が確かあっせんして利用権設定を結んでいたところですけども、今回はこのような形で贈与ということになっております。かねてから一生懸命管理も、離れてはいますけれども管理もされておりますし、特に問題は無いものと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号18号について、内菌推進委員をお願いします。</p>
内 菌 推進委員	<p>受付番号18号については、これは有限会社元晴農事の会社名義から個人名義へ変えるということです。反当〇〇万円ということです。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
7 番 寺田委員	<p>この18号については、お父さんが子供に売ったということ。</p>

事務局	<p>この4047の1については会社所有です。これを息子さんの名義へ変えるということで、反当〇〇万円というのは、あの地域にしては高いかなと思いますが、現地はシキミが植栽されていまして成園となっています。普通の畑とは違いシキミ込みということでは妥当な価格ではないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
1 番 宿利原委員	<p>場所はどのあたりですか。</p>
事務局	<p>場所については、S自治会の手前の町道桜原線の道路脇になります。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第39号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第39号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第39号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第40号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第40号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号6号の譲渡人はN・Mさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字染川4384番3、地目は田、地積は401㎡と、馬場字染川4385番1、地目は田、地積は1,614㎡で、2筆の合計は2,015㎡となっています。</p> <p>次の受付番号7号の譲渡人はM・Nさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字染川4387番4、地目は田、地積は850㎡となっています。</p> <p>次の受付番号8号の譲渡人はS・Tさん、S自治会在住の方です。</p>

	<p>申請地は馬場字染川4387番1、地目は田、地積は533㎡となっています。</p> <p>受付番号6号から8号までの譲受人はS・Kさん、S自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員7名、労働力3名、自作地47,687㎡、小作地149,816㎡で、茶、甘藷を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況はトラクター5台、トラック4台、ハーベスター2台、掘り取り機1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 鈴委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を2番 鈴委員お願いします。</p>
<p>2 番 鈴 委員</p>	<p>報告します。</p> <p>全体的にこの3件とも1月のあっせんで上がって来た案件でございまして、結論から先に申し上げますと、あっせん成立ということでございます。</p> <p>先ず6号でございしますが、Nさんは現在85歳の方で、子供さん方は外に出ておられまして、息子さんたちが、親父がちゃんとしているうちに、我が家辺の田畑は全部相続はしないから、処分しておきなさいということであったということで、2・3年前から誰かという話もあったわけですけれども、もうただでもいいから貰ってくれと行って、このS・Kさんの所に来られたようでございます。そういうことで、Sの土地改良区内にありまして、毎年賦課金が発生するわけで、大体Sの改良区の賦課金というのが大体反当5千円と水利費が2,800円です。ということでもう耕作しなくなると、もうこういうのも払えないということで、相談が来ていたところでございます。</p> <p>それからこの7号、8号ですが、M・Nさんの1筆の田んぼでございまして、昔、S・Tさんと他の場所と交換をして、1筆にしておられましたけれども、名義変更はしてなかったということで、2名分の名義になっておりますけれども、実質はこのM・Nさんの分でございます。この方はもう年齢が89歳ということで非常に高齢でございまして、もう作れないということで、このN・M夫さんの田んぼと隣り合わせでございましたので、何とかしてくれということで、S・Kさんが引き受けたというところでございます。</p> <p>値段はもうただで良いということでしたけれども、それでは何だということで反当〇〇万円をお願いをしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第40号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第40号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第40号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第41号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は35筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、先ず、議案第41号のうち、受付番号447号から452号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第41号のうち、受付番号447号から452号までについて説明します。</p> <p>先ず、受付番号447号の貸し人はM・Sさん、K自治会在住の方です。申請地は神川字西ケノ木5319番1、地目は畑、地積は2,208㎡となっています。貸付期間は平成31年2月26日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人はS・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>S・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地12,740㎡、小作地5,939㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は350日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、タイヤショベル、ロールベイラー、集草機、ラップマシン、トラック各1台となつ</p>

	<p>ています。</p> <p>この件の担当調査員は、5番 徳永委員です。</p> <p>次の受付番号488号の貸し人はD・Zさん、D自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字池ノ尾4623番3、地目は畑、地積は3,430㎡となっています。貸付期間は平成31年2月26日から平成40年12月14日までで、小作料金は54,000円となっています。</p> <p>次の受付番号449号、450号の貸し人はD・Nさん、D自治会在住の方です。申請地は449号が城元字三角4700番1、地目は畑、地積は4,870㎡、450号が城元字三角4700番3、地目は畑、地積は2,792㎡で、2筆の合計は7,662㎡となっています。貸付期間は平成31年2月26日から平成35年12月14日までで、小作料金は、全部で10万円となっています</p> <p>受付番号488号から450号までの借り人はD・Iさん、D自治会在住の方です。D・Iさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地18,794㎡で、甘藷、白菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。</p> <p>受付番号488号から450号までの担当調査員は、8番 安水委員です。</p> <p>受付番号451号、452号の貸し人はN・Mさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、451号が神川字外戸口1077番1、地目は畑、地積は5,899㎡のうち1,500㎡、452号が神川字後迫1102番1、地目は畑、地積は2,030㎡で、2筆の合計は3,530㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成31年2月26日から平成34年12月14日までで、小作料金は、451号が7,500円、452号が10,000円となっています。</p> <p>借り人は、K・Kさん、T自治会在住の方です。K・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地、小作地はありませんが、今後、肉用牛を主体とした経営をされる予定です。農業機械の所有状況は、軽トラック1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 内菌委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号447号について、5番 徳永委員お願いいたします。</p>
<p>5番 徳永委員</p>	<p>はい。447号のこの畑は、耕作の前任者が亡くなられたもんですから、Mさんの方から土地を遊ばせる訳にはいかんから誰か紹介してくれという依頼があった場所です。S・Tさんは牛を飼っておられまして、Sさんの方から土地を荒らさなければただでも良いからと、管理してくれればただでも良いからと</p>

	<p>いう条件もあったもんですから、Sさんに牛の草をどうかという話をしてまとまった内容です。Sさんの方は若いですけど、牛を30何頭飼って、他の畑もしっかりと草を作って管理していますので、問題は無いかと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号448号から450号について、8番 安水委員お願いいたします。</p>
8 番 安水委員	<p>はい。448号から450号の圃場は池田団地内にある畑です。借り人のD・Iさんは先月も利用集積計画に出てきた人です。未だ自分で農業を始めたばかりで、機械は父親であるD・Yさんのものを使っての農業となります。D・Iさんは、圃場内はもちろんのこと周辺も綺麗に管理されており、また、近隣の人とも良好な付き合いが出来ておりますので、何ら問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号451号、452号について、12番 内菌委員お願いいたします。</p>
12番 内菌委員	<p>はい。451号、452号の畑ですが、貸主のN・Mさんが規模縮小に伴い畑を作ってくれる人を探していました。そこで新規就農者でK・K君が畑を探してしまして、紹介したらうまくマッチングして利用権設定を結ぶことが出来ました。K君は今、H・T君のところで牛の飼育について研修していて、意欲があり仕事も一生懸命しているので問題は無いと思います。審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>
5 番 徳永委員	<p>Kさんの牛舎はもう完成したの。</p>
12番 内菌委員	<p>はい。完成しています。今、牛がやっと1頭います。</p> <p>農機具はH・T君の所で働いて、H・T君の農具を全部借りている状態です。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第41号のうち受付番号447号から452号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第41号のうち受付番号447号から452号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第41号のうち受付番号447号から452号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第41号のうち、受付番号453号から458号までについてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第41号のうち、受付番号453号から458号までについて説明をいたします。</p> <p>まず、受付番号453号の貸し人はN・Mさん、M町在住の方です。申請地は田代麓字門田1596番1、地目は田、地積は785㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成31年2月26日から平成36年12月14日までで、小作料は3,500円となっています。</p> <p>借り人は、E・Yさん、I自治会在住の方です。</p> <p>E・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地3,072㎡で、水稻を主体とした経営をされています。農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、折小野推進委員です</p> <p>次の受付番号454号の貸し人はH・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字下栗山5853番2、地目は田、地積は1,305㎡となっています。貸付期間は平成31年2月26日から平成35年12月14日までで、小作料は米35kgで2俵となっています。</p> <p>借り人は、M・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>M・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地1,460㎡、小作地2,447㎡で、水稻を主体とした経営をされています。農業従事日数は160日で、農業機械の所有状況は、田植域、ハーベスター各1台とな</p>

	<p>っています。</p> <p>次の受付番号455号から458号までの貸し人はK・Tさん、U自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、455号が田代川原字宮前451番1、地目は田、地積は1,541㎡、456号が田代川原字宮前452番1、地目は田、地積は1,137㎡、457号が田代川原字宮前453番1、地目は田、地積は1,482㎡、458号が田代川原字宮前454番1、地目は田、地積は2,166㎡で、4筆の合計は6,326㎡となっています。貸付期間は平成31年3月1日から平成34年12月14日までで、小作料は全部で17,900円となっています。</p> <p>借り人は、T・Kさん、T自治会在住の方です。T・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地22,828㎡、小作地6,554㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、ショベル、ロールベイラー、デスクモア、マニアスプレッダー各1台となっています。</p> <p>受付番号454号から458号までの担当調査員は、弓指推進委員です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号453号について、折小野推進委員お願いいたします。</p>
折小野推進委員	<p>はい。この物件は田代麓の岩崎集落内です。岩崎集落から国道448号線を表木集落の方へ100mぐらい行ったところの国道沿いです。</p> <p>借り人のE・Yさんは、皆さんもご存じのとおり、田代支所の方で中間管理事業の推進委員をして頂いております。畔払いもよくして、手入れも良く行き届いておりますので大丈夫だと思います。皆さんの審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号454号から458号までについて、弓指推進委員お願いします。</p>
弓指推進委員	<p>はい。このH・Kさんの田んぼですが、今までもM・Yさんが5年ほど作っておられたんですが、契約期間が切れたということで、再び契約をし直したということでした。田んぼも綺麗に作っていらっしゃいますので問題は無いかと思いますので、審議をよろしく願いします。</p> <p>続いてK・Tさんですが、この田んぼは基盤整備の時に、T・Kさんが掛か</p>

	<p>ったお金を全部払うということで、今までも借りて作っておられたのを、今回30年度で支払いが終わったということで、新規に利用権設定をされたということです。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第41号のうち受付番号453号から458号までを採決します。 お諮りします。 議案第41号のうち受付番号453号から458号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第41号のうち受付番号453号から458号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで○番 ○○委員の退出を求めます。 「○○委員退出」</p>
議 長	<p>次に議案第41号のうち、受付番号459号についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第41号のうち、受付番号459号について説明をいたします。 受付番号459号の貸し人はT・S夫さん、O府在住の方です。 申請地は、馬場字西ノ下884番1、地目は田、地積は775㎡となっています。貸付期間は平成31年2月26日から平成33年12月14日までで、小作料は20,000円となっています。 借り人は、H・Tさん、S自治会在住の方です。H・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地17,814㎡、小作地10,575㎡で、茶、野菜、水稻を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック、管理機、動噴、茶防除機各1台となっています。</p>

	この件の担当調査員は、4番 鳥越委員です。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、 4番 鳥越委員お願いします。お願いいたします。
4 番 鳥越委員	はい。H・Tさんは、H委員の旦那さんで、これは継続の案件で、何ら 問題は無いかと思いますので、審議の程よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第41号のうち受付番号459号を採決します。 お諮りします。 議案第41号のうち受付番号459号については、原案のとおり決定すること にご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第41号のうち受付番号459号については、原案の とおり決定しました。
議 長	ここで〇〇番 〇〇委員の入室を求めます。 「〇〇委員入室」
議 長	次に議案第41号のうち、受付番号460号から481号までについて を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第41号のうち、受付番号460号から481号までにつ いて説明をいたします。 受付番号460号から481号については、農地中間管理事業による利 用権の設定でございます。 お手元の配分計画案をご覧ください。 左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定

	<p>者、そして一番右側が協力金対象欄となっています。一番真ん中のところが従前の耕作者ということで、利用権設定契約という中で基盤法によるという記載があるものについては、基盤法から中間管理事業への乗り換えでございます。</p> <p>今回は随時の3月期ということで、貸付の始期は3月31日からということになります。</p> <p>配分計画案の1番と2番については、前、K畜産さんで一本で結んでいたんですが、現地の方がK畜産さんとN・Tさんの2人で1筆を耕作している。現状が2枚の畑になっているということで、これが後で分かりまして、もう一回結び直しとなりましたということです。</p> <p>説明については以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第41号のうち受付番号460号から481号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第41号のうち受付番号460号から481号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第41号のうち受付番号460号から481号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第42号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第42号について説明します。</p> <p>申請者はK・Eさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字上馬渡6615番1、地目は田、地籍は1, 280㎡のうち500㎡となっています。</p> <p>この申請は、一般住宅建設のため農用地区域からの除外申請となっています。</p>

	<p>ます。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 元丸委員です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、9番 元丸委員お願いします。</p>
9 番 元丸委員	<p>報告します。</p> <p>2月20日に事務局の方3名と、弓指推進委員、それに田代支所の産業建設課長も一緒になって現地調査を行いました。この土地は周りの土地から一段低くなっておりまして、また、周囲には建物も無く、周りに迷惑するような所では無いということで、皆で意見したところであります。またここに新しく住宅を建設するということですが、そういうことで何も周りに迷惑しないということでしたので問題無いかと思えます。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま担当調査員から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
事務局	<p>補足します。</p> <p>この農地は今、農振農用地の除外の申請が出ている訳ですけれども、一般住宅を建設する面積として、許可範囲内である500㎡を分筆して転用をしたいということなんですけれども、農振農用地から除外をすることにより、この農地は第2種農地に該当し、中山間に位置するその他の農地ということで転用が可能になります。</p>
議 長	<p>質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第42号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第42号については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第42号については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。
議 長	以上で、平成31年2月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

12番

13番

議事録調整者 窪 和人